(d)　秘密情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、当該秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守すること。

(e)　秘密情報を取り扱う政府の各施設が、秘密情報取扱資格を有し、かつ、当該秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持すること。

(f)　各締約国政府は、秘密情報の配布及び当該秘密情報へのアクセスを管理するために、当該秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定すること。

(g)　秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報を提供する締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、当該秘密情報を提供する締約国政府が指定する当該秘密情報の秘密指定を格下げしないこと。

第八条

(a)　いかなる政府職員も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、秘密情報へのアクセスを認められてはならない。

(b)　秘密情報へのアクセスは、政府職員であって、知る必要があり、かつ、当該秘密情報を受領する締約国政府の国内法令に従って秘密情報取扱資格を付与されたものに対してのみ認められる。

(c)　両締約国政府は、政府職員に秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該政府職員が秘密情報を取り扱うに当たり信用できかつ信頼し得るか否かを示す全ての入手可能な情報に基づき行われることを確保する。

(d)　秘密情報へのアクセスを認められる政府職員に関して、(c)に規定する基準が満たされていることを確保するために、適当な手続が、両締約国政府により自国の国内法令に従って実施される。

(e)　一方の締約国政府の代表者が他方の締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、当該秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報を提供する締約国政府に対し次の事項についての保証を与える。

(i)　当該秘密情報を受領する締約国政府の代表者が、必要な水準の秘密情報取扱資格を有すること。

(ii)　当該秘密情報を受領する締約国政府の代表者に、知る必要があること。

(iii)　当該秘密情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、当該秘密情報について当該秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること。

第九条

一方の締約国政府の代表者が、他方の締約国政府の施設であって、秘密情報へのアクセスを必要とするものを訪問するための許可は、公用の目的のために必要なものに限定される。

一方の締約国政府の国の領域内に所在する施設を訪問するための許可は、当該一方の締約国政府によってのみ与えられる。

訪問を受ける締約国政府は、訪問先の施設に対し、訪問案、主題、範囲及び訪問者に対し提供することができる最も高い水準の秘密情報について助言する責任を有する。

両締約国政府の代表者による訪問のための申請は、訪問を行う締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、訪問を受ける締約国政府の関係する権限のある当局に対し提出される。

第十条

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。送付に際し、秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報の保管、管理及び秘密保持に責任を有する。

第十一条

両締約国政府は、第八条及び第十四条の規定に従ってアクセスを許可された個人のみがアクセスすることが確保されるような方法により、秘密情報を保管する。

第十二条

送付される間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

(a)　秘密指定された文書及び媒体

(i)　秘密情報を含む文書及び媒体は、二重の封印された封筒であって、内側の封筒に当該文書又は当該媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒に当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載したものにより送付される。

(ii)　同封される文書又は媒体の秘密指定は、外側の封筒には表示してはならない。封印された封筒は、秘密情報を提供する締約国政府の定められた規則及び手続に従って送付される。

(iii)　受領証が、両締約国政府の間で送付される秘密指定された文書又は媒体を含む包みのために用意され、また、同封される文書又は媒体の受領証は、最終の受領者により署名され、発送者に返送される。

(b)　秘密指定された装備

(i)　秘密指定された装備は、その細部が識別されることを防止するために、封印され、被覆された車両により輸送され、又は確実に包装され、若しくは保護されるとともに、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii)　発送を待つ間、一時的に保管されなければならない秘密指定された装備は、当該装備の秘密指定の水準に応じた保護を与える保管区域に置かれる。許可された職員のみが、当該保管区域にアクセスするものとする。

(iii)　送付される間に、秘密指定された装備の管理者が変わる場合には、受領証は、その都度取得される。

(iv)　受領証は、最終の受領者により署名され、発送者に返送される。

(c)　電子的送付

電子的手段により送付される秘密情報は、送付される間、当該秘密情報の水準に照らし適当な暗号を使用することにより保護される。秘密情報の処理、保管又は送付を行う情報制度は、当該制度を採用する締約国政府の適当な当局により、秘密保持についての認定を受ける。

第十三条

(a)　両締約国政府は、焼却、破砕、パルプ化又は秘密情報の全て若しくは一部の復元を防止する他の方法により、秘密指定された文書及び媒体を破壊する。

(b)　両締約国政府は、秘密情報の全部又は一部の復元を防止するために、秘密指定された装備を見分けがつかないまでに破壊し、又は当該装備を変更する。

(c)　両締約国政府が秘密指定された文書又は媒体を複製するときは、これらに付されている全ての原本の秘密表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。両締約国政府は、このような複製された秘密指定された文書又は媒体を、秘密指定された文書又は媒体の原本と同じ管理の下に置く。両締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

(d)　両締約国政府は、秘密情報の全ての翻訳が、第八条及び次条の規定に従って秘密情報取扱資格を有する個人により行われることを確保する。両締約国政府は、複製物の数を最小限にとどめるとともに、その配布を管理する。当該翻訳には、適当な秘密指定表示を付すものとし、かつ、文書又は媒体が当該文書又は媒体を提供する締約国政府の秘密情報を含むことを示す適当な注釈を翻訳された後の言語により付すものとする。

第十四条

秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報を提供する締約国政府から受領する当該秘密情報を契約者に対し提供する前に、自国の国内法令に従って、次の事項を確保するために適当な措置をとる。

(a)　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、秘密情報へのアクセスを認められないこと。

(b)　契約者及び契約者の施設が、秘密情報を保護する能力を有すること。